

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

被災地の路線価は調整率を乗じて計算

Q：路線価が公表されましたが、阪神・淡路大震災の被災地の路線価については、どうなっているのでしょうか。

A：被災地の路線価は、平成7年分の路線価に以下の調整率を乗じて計算します。

神戸市	
長田区	0.75 ~ 0.9
調 中央区、灘区、東灘区	0.75 ~ 1.0
整 兵庫区、須磨区	0.80 ~ 1.0
率 西宮市、芦屋市	0.80 ~ 1.0
の 尼崎市、宝塚市、伊丹市	0.90 ~ 1.0
概 川西市	0.95 ~ 1.0
要 北淡路町	0.85 ~ 1.0
一宮町	0.90 ~ 1.0
淡路町、東浦町、津名町	0.95 ~ 1.0

調整率は、市・区・町毎に定められており全国の税務署に、町丁名別の具体的な調整率を示した小冊子が設置されています。

この調整率の適用を受けることができるのは、申告期限が平成7年1月17日以降に到来する相続や贈与により取得した土地等となります。具体的には、平成6年5月14日以降の相続、平成6年中の贈与により取得した土地等です。この場合、平成6年中に土地等を取得した場合でも、平成7年分の路線価に調整率を乗じて算定することになります。

地価税については、平成7年1月1日の評価額に基づいて計算しますので、この調整率は適用できませんが、被災土地についての減免措置があります。なお、大阪府については被害の程度から調整率は定められていません。

